

令和7年度 救護施設光風寮事業計画

1 運営方針

生活困窮者等の最後のセーフティネットとして、施設の存在意義をたえず意識し要保護者の受入れを行う。地域に貢献できるような活動等を取り入れ、信頼される施設を目指す。

また利用者のニーズを基に、本人が主体となる個別支援計画を作成し、ケース会議を行い、日常生活・社会生活自立への移行などの自己実現への支援を行う。

職員に関しては、問題意識と目的意識を持ち常に自己研鑽に励みながら、職員間での話し合いを密にとり、他職種とも連携しながら真摯に業務に取り組む。

2 対象者

障害の有無を問わず、経済的に困窮し独立した日常生活をおくることが困難な要保護者で、福祉事務所が救護施設での生活が必要であると認めた者。

3 事業内容

(1) 利用定員：70名

(2) 利用者への支援

利用者への支援は、個別支援計画に基づき、次の業務を行う。支援にあたっては、利用者の希望、要望、適性、特性、その他の事情を踏まえて、利用者自身が主体であることを意識して行う。

ア 個別支援計画の作成と実施

利用者の希望・要望を原則として、これに専門的知見を加えて立案する。計画の立案及び実施プロセスでは、担当職員・指導員の他、必要に応じて専門職を加えてカンファレンスを実施し、支援に必要な情報の共有および専門的意見の集約を行う。また、適切な時期にモニタリングを実施し、実行状況の評価と計画の最適化を図る。

イ 生活支援

食事や入浴などの日常的な支援は、利用者個々の能力、障害の程度、個別動作の状況を把握して確実にリスクを回避すると同時に、利用者の自立を促進するよう、アセスメントの結果を分析し、客観的根拠に基づいた支援を行う。

ウ 機能回復、減退防止に対する支援

高齢化、重度化に合わせて、毎日のラジオ体操・歩行訓練を行うほか、散歩・リハビリ等により機能回復・維持への意欲を高める支援を行う。

エ 余暇、教養支援

音楽、エアロビ、ガーデニング、菜園等の趣味を通じて、余暇時間の活用並びに生活意欲の向上に努める。

オ 社会活動支援

社会見学、バス旅行、外出会、運動会、買い物、誕生日会、季節行事、各種催しへの参加などを通して、社会体験をしながら視野や生活知識等を深める。

カ 相談支援

利用者、家族、関連機関から施設利用についての相談や要望を聴き、利用者の視点に立った支援を行う。精神保健福祉士を配置し、よりきめ細かい支援に努めるとともに関係機関との連携強化を進める。

キ 健康管理

定期健康診断や各種検査の実施と日常の心身状況の把握、医師との連携による疾患の早期発見、治療に努める。

- (ア) 定期健康診断（年２回）
- (イ) 血圧測定、体重測定（月１回）
- (ウ) 投薬管理、栄養管理
- (エ) 機能回復訓練
- (オ) ウィルス感染症等の予防接種
- (カ) 理髪（月１回）
- (キ) 受診対応

ク 給食

快適な食生活と食事作りに努める。

- (ア) 嗜好調査
- (イ) 行事食、季節料理
- (ウ) 栄養管理
- (エ) 衛生管理、指導
- (オ) 個々の体調に合わせた食事提供

ケ 日課

- 6：00～ 起床
- 8：00～ 朝食
- 9：30～ ラジオ体操、清掃、身辺整理、自由時間
- 12：00～ 昼食
- 13：30～ 入浴、保健衛生支援、レクリエーション、余暇・学習支援、自由時間（趣味）
- 17：00～ 夕食
- 18：00～ 自由時間
- 21：00～ 就寝

コ 年間行事計画

- (ア) 定例行事
 - a 誕生日会、入寮者ミーティング（月１回）
 - b 音楽、エアロビ、（月１回）
 - c 買い物、レクリエーション活動、音楽会（随時）
 - d 外出会（月１～３回）
 - e 職員会議（月１回）

f 個別支援計画検討会議（随時）

g ケース検討会議（随時）

（イ）年間行事

4月 春祭り(余暇支援)

5月 お好み焼き会、

6月 バス旅行、定期健康診断

7月 七夕会（余暇支援）

8月 夏祭り 洋服等の出張販売

9月 障害者文化展、納涼会

10月 運動会、焼きそば会、総合防災訓練（消防署立会い）
新田地区文化祭

11月 定期健康診断、バス旅行

12月 クリスマス会、餅つき会

1月 書き初め、初詣、新年会、

2月 豆まき、カラオケ大会 洋服等の出張販売

3月 バス旅行

（3）地域移行支援事業の推進

ア 循環型セーフティネット施設としての自立支援機能を高めるため、他法の施策に基づく機関等との連携を深めることにより支援体制を強化、利用者の地域生活移行を積極的に進める。

イ 救護施設居宅生活訓練事業を積極的に推進し、本寮利用者の訓練を実施する。本寮の近隣に訓練用住居を確保し、実際に居宅生活に近い環境で実体験的に日常生活訓練・社会生活訓練を行うことにより、円滑な地域生活への移行に繋がるよう支援を行う。

ウ 障害者総合支援法の地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用し、地域での生活が実現できるように支援する。

エ 特定相談支援事業（計画相談支援・基本相談支援）

光風寮から地域へ移行した方で、障害福祉サービスを利用する方に限りサービス等利用計画の作成を行い、サービス事業者等との連絡調整、定期的な利用状況の検証、計画の見直し(モニタリング)を行う。

（4）一時入所の受け入れ

ア 一時的に独立して日常生活を送ることが困難な状況にある要保護者を受け入れる。

イ 入寮希望者について、その意向や希望を確認する目的で体験入寮を行う。

ウ その他、保護の実施機関が緊急的に一時入所の必要があると認める者を受け入れる。

（5）公益的な事業の取組

ア 生活困窮者自立支援法による「認定就労訓練支援事業」を生活困窮者相談支援事業所と連携して実施する。また「就労準備支援」実施への取り組みを進める。

- イ 包括的な総合相談支援機能の強化により、福祉事務所ケースワーカーとの連携を始め、地域の相談支援ネットワークの構築・参画や実施協力に取り組む。
- ウ 地域生活に移行した退寮者が、継続して地域生活が出来るよう必要な支援を行う。

(6) 防災・防犯計画

- ア 光風寮消防計画に基づき、非常災害時（地震・火災・風水害）に備えて、月1回避難訓練を実施する。（年1回・消防立会い訓練）
- イ 定期的に消防設備点検を行い、非常用備品を備え、その点検を行う。
- ウ 外部からの侵入者に備えて、防犯カメラやセンサーを設置するとともに、宿直職員は携帯電話を携行し非常時に備える。
- エ 地域協力体制の構築に向けた取り組みを進める

(7) 地域社会との連携

- ア 施設を地域の社会資源として開放し、積極的なボランティアの受入れや民生委員などの地域住民への施設見学を実施することにより、施設への理解を得るとともに、施設の活性化、地域社会との接点、交流の機会の増加を目指す。
- イ 専門職養成課程の実習生等、教職員課程における介護体験実習生等を受入れ、地域における将来の社会福祉の増進を目指す。

(8) 職員研修の実施

自己啓発を積極的に行い、資質の向上及び専門的知識が習得できるよう、職場内研修を実施するとともに、職場外研修にも積極的に参加する。また、施設内に設置している「AED」の取扱いについての講習を全職員が受講するとともに近隣住民への参加も呼びかける。

(9) 感染症防止対策

感染症防止対策に関する各マニュアルに基づき、寮内各所各設備の除菌、消毒等を実施し、感染を予防する。

(10) 利用者の虐待防止等

利用者の処遇にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、当該利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他の行動を制限する行為を行わない。

また、本事業団の虐待防止委員会と連携し、万一の虐待発生時の対応を明確にしておくとともに、定期的な組織内調査や外部講師を招いての研修会等を企画し、その発生防止に努める。

(11) 施設及び利用者の生活環境の改善

建物・設備の老朽化が進んでいるため、施設保護並びに利用者が快適な生活ができるよう改善する。

(12) 利用者の権利擁護と苦情解決

利用者等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する体制を整え、適切な施設利用を確保する。